

(電子メール施行)  
高第1778号  
令和3年10月19日

各高齢者福祉施設長 様  
各介護サービス事業者の長 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」の改定に伴う  
感染防止対策の再徹底等について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、9月30日に緊急事態宣言が解除されて以降、引き続き県独自の段階的な緩和措置を行い、感染再拡大防止に取り組んできましたが、新規感染者数や病床使用率の水準改善を受け、本日(19日)、「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」を別添(下記1)のとおり改定しました。

全ての高齢者福祉施設・介護サービス事業所におかれましては、引き続き、マスクの着用や手洗い・手指消毒の徹底、利用者や職員の健康管理の徹底、「三つの密」(密閉・密集・密接)の回避等、厚生労働省事務連絡等に基づく感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業を実施いただきますよう改めてお願いいたします。

また、高齢者施設等での面会については、対処方針の改定を受け、原則としてオンライン面会等を活用いただくことと、直接面会を実施する場合は回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底することを要請しております。

現時点において高齢者施設等におけるクラスターの発生は減少しておりますが、ワクチン接種後であっても感染する可能性(いわゆる「ブレイクスルー感染」)等もあることから、引き続き、気を緩めることなく、不要不急の直接面会は控えていただくとともに、直接面会を実施する場合には国事務連絡(下記2)等を踏まえ感染防止対策の徹底をお願いします。

## 記

- 1 本県の対処方針(新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針)  
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/coronataishohoushin0413.html>
  - 2 国事務連絡(高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000808326.pdf>
- ※厚生労働省HP(国事務連絡掲載箇所)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)

|  |
|--|
| 高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)<br>電話(代表):078-341-7711<br>内線2950、2951、2896、2943<br>e-mail:koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp |
|--|